

江東区内の自転車通行空間整備位置図（令和4年3月末時点）

- 法定外表示（ナビマーク+ナビライン）
 - 法定外表示（ナビマーク）
 - 自転車道
 - 自転車専用通行帯（自転車レーン）
 - 歩道内[※]の構造分離又は視覚分離
- ※自転車歩行者専用道路含む

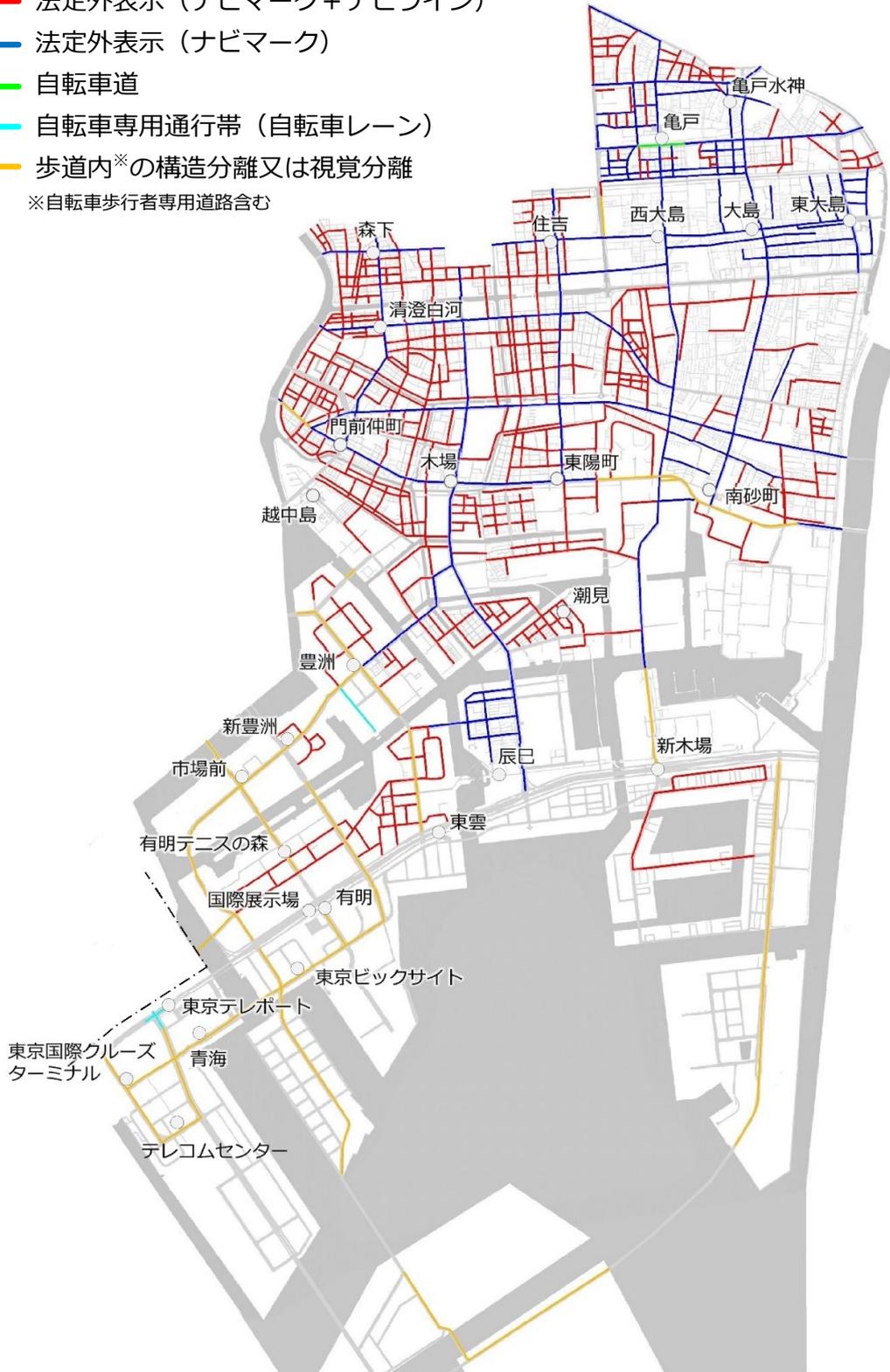


図 区内自転車通行空間の整備形態別整備状況図（令和4年3月末時点）
国道・都道・警視庁施工含む

参考資料 自転車通行空間の定義（江東区自転車利用環境推進方針より）

- 自転車が通行可能な道路、又は道路の部分のうち、自転車の通行すべき場所が明示されている空間を「自転車通行空間」と呼称します。
- ※ 法定された類型のみを自転車通行空間とすることも考えられますが、国のガイドラインでは、法定外表示も通行空間の一つとして取り扱っているため、法定外表示も含めています。

		区分	整備形態例	
法令に基づき交通規制を伴うもの		<p>■ 自転車道</p> <p>専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分 (根拠法令：道路交通法、道路構造令)</p>		
		<p>■ 自転車専用通行帯</p> <p>車両通行帯のうち、自転車が通らなければならない、また軽車両以外の車両が通行してはならない車両通行帯 (根拠法令：道路交通法)</p>		
		<p>■ 普通自転車の歩道通行部分</p> <p>普通自転車が歩道を通行する場合において、通行すべき歩道の部分 (根拠法令：道路交通法)</p>		
		<p>■ 自転車専用道路</p> <p>独立して設けられる専用道路のうち、専ら自転車の通行の用に供するもの (根拠法令：道路交通法)</p>	<p>— (江東区内に該当する道路はありません)</p>	
法定外路面表示		車道上	自転車歩行者専用道上	
		<p>ナビマーク+ナビライン</p>	<p>ナビマークのみ</p>	<p>視覚的分離</p>